

令和3年(ネ)第348号 九州電力玄海原子力発電所運転差止請求控訴事件

控訴人 石丸ハツミ 外


被控訴人 九州電力株式会社

控訴人ら準備書面(4)


2022年7月14日

福岡高等裁判所 第3民事部 係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦 

弁護士 武 村 二三夫 

弁護士 大 橋 さ ゆ り 

弁護士 谷 次 郎 

弁護士 中 井 雅 人 

本書面では、避難計画に関する被控訴人の控訴審準備書面1に反論する。

1 避難計画にかかる当事者の主張立証の状況

控訴人らは、控訴審における準備書面(2)で、上岡直見意見書(甲189)に基づき、本件原発に関する原子力防災計画の実効性がないことを詳細に主張した。

それに対して、被控訴人は、控訴人における準備書面1において避難計画についての主張を行ったが、原子力防災の概要と被控訴人の原子力事業者防災業務計画、玄海地域の緊急時対応に関する一般論を述べるに止まり、控訴人らの原子力防災計画の実効性がないという主張に対する認否反論はなされなかった。

このことは、被控訴人においては一般論を超えて控訴人らの主張に対する反論ができないということを露呈するものである。

2 主張立証責任について

この点、原判決は、原子炉事故に基づく人格権侵害に基づく差止請求については、控訴人ら(原審原告ら)が主張立証責任を負うが、本件各号機の安全性に欠けるところがあることについて具体的な指摘ないし主張立証をした場合には、公平の観点から原子炉設置者である被控訴人(原審被告)が、控訴人らの具体的な指摘ないし主張立証に対し、相当な根拠、資料に基づき、本件各号機の安全性に欠けるところが無いことを明らかにするないし主張立証する責任があるとしている。

一方、控訴人らは、原審における2012年11月29日付準備書面で、いわゆる伊方最高裁判決(最高裁1992(H4)年10月29日判決)を民事差止訴訟に踏襲して、まず被控訴人(原審被告)側において、本件原子炉の安全性に欠けることがないことについて相当の根拠を立証しない限り、本件原子炉に具体的危険性があることが事実上推定されるべきである旨を主張した。

近時の裁判例においては、札幌地裁2022(R4)年5月31日判決(同裁

判所平成23年(ワ)第3265号等)は、以下のように判示して、控訴人らの主張と一致した判断をしている。

一般に、人格権に基づく妨害予防請求権ないし妨害排除請求権の主張立証責任は、原告が負うものと解されるから、原子力発電所が必要な安全性を欠いており人格権を侵害する具体的危険があることは、本来、その運転の差止め等を求める原告らが主張立証をすべきものである。しかしながら、原子力発電所が上記基準を満たすか否かについては、当該原子力発電所を保有し運用する事業者である被告において、その安全性に関する科学的・技術的知見を有するとともに、施設の設計、構造等の原子力発電所の安全性に関する資料を保有していることに鑑みると、上記の主張立証責任の帰属にかかわらず、まず、被告の側において、当該原子力発電所が、上記基準が求める安全性を満たしており、事故による周辺住民に対する人格権侵害のおそれがないことを相当の資料、根拠に基づいて主張立証する必要があるというべきであり、被告がこれを尽くさない場合には、当該原子力発電所が自然現象に対する安全性を欠くものであり、それによって予想される事故により被害を受けるおそれがあると認められる範囲の周辺住民について、人格権侵害のおそれがあることが事実上推定されると解するのが相当である。

その上で、札幌地方裁判所は、訴外北海道電力が、同社が泊発電所の原子炉について変更許可申請をした2013年7月8日から口頭弁論終結時までの間、約8年半の期間が経過しているにもかかわらず、泊発電所の原子炉の安全性についての主張及び立証を終えておらず、この状況において上記訴訟の審理を継続することは、専ら訴外北海道電力側の事情によって、同社の主張及び立証が尽くされる時期の見通しが全く立たないまま、上記訴訟の原告ら住民に対し、いつ明確になるか分からない、あるいは審査会合の議論の状況によって変更され得る同社の

主張及び立証に延々と対応することを余儀なくするものであって、これを訴訟上正当とすることは難しいとして、原告住民側（ただし、避難計画が策定されている30キロ圏内の原告らに限る）の差止請求を認容したものである。

避難計画の問題については、前述の通り被控訴人は一般論を超えて控訴人らの主張に対する反論が出来ていないのであるから、控訴人ら（そして前記札幌地裁判決で札幌地裁が立てた）規範に基づけばもちろんのこと、原判決の立てた主張立証責任の規範に基づいても、差し止めが認容されるべきである。

3 コロナの下での玄海原発事故避難所について「足りている」とした福岡・佐賀・長崎の自治体が全体の60%に止まり、足りないとの回答が35%に上ること

市民団体「玄海の避難問題を考える連絡会」は、玄海原発事故時の避難計画が、避難元と避難先受入自治体の連携（共同）作業となることが明らかな事から、この度全ての避難先自治体にアンケートを実施した（避難先・福岡県：16市町、佐賀県：避難先17市町、長崎県：6市町）。

アンケート内容は、コロナ禍等での感染症対策を実施した場合、避難先の避難所は足りているのかなど質問するものであった。

対象自治体の39市町のうち37市町から回答があった（甲200の1、200の2）。

内閣府によると、これまで避難所のスペースは2～4㎡/人とされてきたが、感染症の状況下では、2倍以上の十分な間隔を確保し、飛沫感染の防止に努める事を求められている。しかし、感染症下での避難先は「足りない」と回答している自治体が全体で35%（13市町）となっている。受入市町として、避難してくる住民を安全に受入れる体制が整っていない事が明らかとなった。

基山町は「避難者3500人を一定の間隔を開け滞在すると仮定すると、町の避難所全て使用しても困難と考えられ、町営住宅の空き家や民間施設などの活用等状況に応じた対応が必要」と問題を述べている。また、約5万人弱を受入としている佐賀市（人口約23.3万人）は、「大規模災害が起こり、佐賀市で被害が

発生した場合には、原子力災害による避難者の受け入れは出来ない。その点を踏まえた広域避難について国、県に検討していただきたい」と述べている。なお、神崎市は、実際に何名が避難してくるかで避難所の対応が変わってくるとして、足りているとも足りていないとも回答しなかった。

このアンケート結果からも、控訴人らが主張する本件原発に関する原子力防災計画の実効性がないことが如実に示されている。

以上